平成２１年（フ）第５１８号
宮崎県児湯郡川南町大字川南14161番地３
債務者　清原　伸一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４０号
宮崎市西高松町１番７号　徳山ビル302号
債務者　佐藤　勇二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１００号
鹿児島県伊佐市大口下殿55番地
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
鹿児島県伊佐市大口山野4327番地
債務者　荒武　宏治
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
沖縄県豊見城市字平良41番地
債務者　大城小百合
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０４号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番60―306号
玉城アパートＡ棟
債務者　大城ちあき
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根884番地　丸筑マンション308号
債務者　平良　涼子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１９３号
青森県八戸市大字市川町字菅谷地８番地３、前住所青森県三沢市桜町２丁目16番27号　タウンハウス２―Ａ
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
青森県八戸市下長５丁目３番32―15号　県営住宅、前住所青森県八戸市大字河原木字袖ノ沢２番地60
債務者　須藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
石川県加賀市南郷町ヌの１番地の１
債務者　上原　和代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８７号
石川県加賀市南郷町ヌの１番地の１
債務者　上原　鉄治
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８８号
石川県加賀市七日市町ル42番地サクセス加賀２－Ｅ
債務者　小林　英美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８９号
石川県小松市光町85番地１セゾン102
債務者　池長ヒフミこと　イケナガ　ナカムラルシアナ　ヒフミ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１２３１号
京都市伏見区向島庚申町88番地の10
債務者　山内　弘也
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７９号
京都市山科区大宅御供田町179番地、住民票上の住所京都市山科区音羽伊勢宿町32番地74　カーサ32　201号
債務者　大村　清美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
広島県呉市北塩屋町１番10号
債務者　藤本　幸代
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４５号
広島県呉市阿賀北１丁目14番15号　ほうゆう病院内、住民票上の住所広島県呉市豊浜町大字大浜82番地
債務者　山下　政貴
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所呉支部